

平成25年 5月 8日

各位

電気化学工業株式会社

一部の当社肥料製品で実施していた販売自粛の解除について

このたび、「石灰窒素水和造粒品」を対象として実施していた販売の自粛につきまして、これを解除し、製造および販売を再開することといたしますのでお知らせいたします。

記

1. 事実の概要と経緯

弊社が製造・販売していた肥料製品である石灰窒素の内、「石灰窒素水和造粒品」からメラミンが検出されたため、日本石灰窒素工業会の指導を受け、平成23年4月15日に万全を期す為、当該製品の販売自粛並びに自主回収を発表し実施してまいりました。

今般、農林水産省より石灰窒素に含まれることが許されるメラミン濃度の暫定許容値が設定、公開されました（平成25年3月25日付消費安全局長通達 24消安第6116号）。

一方、弊社では、石灰窒素水和造粒品を製造する過程において発生するメラミンを低減する技術についてコープケミカル株式会社と共同で開発を進めてまいりましたが、このたび、暫定許容値以下で安定して製造する技術を確立することができました。

農林水産省からのメラミン暫定許容値の通達および石灰窒素水和造粒品の低メラミン化製造技術の確立のもと、日本石灰窒素工業会より出荷自粛解除の通知がなされたことを受け、販売を再開することといたします。

2. 対象製品

「20.0粒状石灰窒素」（肥料登録番号 生第71151号 農薬登録番号 第17051号）

3. 再開の時期

販売再開時期として本年9月を予定しています。

以上

[本件に関する問い合わせ先]

インフラ・無機材料部門 アグリプロダクツ部

電話03-5290-5555